

かりゆしぬ村短期入所介護事業所

【 ユニット型施設 】

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(沖縄県指定 第 4770900027 号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用者は、原則として要介護認定の結果「要介護及び要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能な場合があります。

◇◆ 目 次 ◆◇

1.	事業者	1
2.	事業所の概要	2
3.	職員の配置状況	3
4.	事業所が提供するサービスと利用料金	4～6
5.	非常災害対策	7
6.	事故発生時の対応	7
7.	防犯対策	7
8.	苦情の受付について	7
9.	付属文書	8～14

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 松籟会
- (2) 法人所在地 沖縄県名護市字宇茂佐 1 8 7 3 番地 1
- (3) 電話番号 0 9 8 0 - 5 3 - 1 9 3 4 (代表)
- (4) 代表者氏名 理事長 仲兼久文政
- (5) 設立年月日 昭和 5 6 年 9 月 1 5 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 短期入所生活介護事業所 平成 1 2 年 3 月 1 6 日指定
沖縄県 4 7 7 0 9 0 0 0 2 7 号
※当事業所は特別養護老人ホームかりゆしぬ村に併設されています。
- (2) 事業所の目的 利用者の心身の機能維持並びに、介護者の身体的及び、精神的負担の軽減を図るため、利用者の必要に応じた日常生活（入浴、排泄、食事、その他の介護）の世話及び機能訓練を行う。
- (3) 事業所の名称 かりゆしぬ村短期入所生活介護事業所
- (4) 事業所の所在地 沖縄県名護市字宇茂佐 1 8 7 3 番地の 1
- (5) 電話番号 0 9 8 0 - 5 3 - 1 9 3 4
- (6) 事業所（管理者）氏名 幸地 昭信
- (7) 事業所の運営方針 社会的孤立感の解消、残存機能の保持に努め精神的に安らかな生活が送れるよう支援していく。
- (8) 営業日及びご利用の予約
営業日：年中無休
受付時間：ご利用の予約は、利用を予定される期間の初日 2 カ月前から受けつけております（担当ケアマネとの要調整）。
- (9) 利用定員（原則） 1 0 名
- (10) 利用、送迎地域 名護市 5 5 区の他に県内全域
- (11) 居室等の概要
当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（個室）	10 室	1 室(11.25 m ² ～13.51 m ²)
食堂、共同スペース	1 室	(24.67 m ²)
浴室	1 室	8.34 m ²
便所	4 ヶ所	4.21 m ² ～1.87 m ²
薬品庫	1 室	5.03 m ²
相談室	1 室	9.30 m ²
機能訓練室	1 室	34.01 m ²
美容室	1 室	13.38 m ²

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算（配置）	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	5名以上	3名
3. 生活相談員	1名以上	2名
4. 看護職員（特養兼務）	5名以上	1名
5. 機能訓練指導員（特養兼務）	1以上	1名
6. 介護支援専門員（特養兼務）	2（3）	1名
7. 医 師（嘱託医）	0.1（2）	必要数
8. 栄養士・管理栄養士（特養兼務）	2名	1名

※常勤換算：職員

それぞれの週当たりの勤務延長時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

<主な職種の基本勤務体制> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	勤務体制	
1. 施設長（管理者）	月～金	8：30～17：30
2. 医師（内科）	毎週2回	13：00～15：00
医師（精神科）	隔週（月2回）	13：00～15：00
3. 生活相談員	月～金（土）	8：30～17：30
4. 介護職員	日勤（早出）	7：00～16：00
	日勤（通常）	8：00～17：00
	日勤（中番）	8：30～17：30
	日勤（遅番）	10：00～19：00

	夜勤	16:00～9:00
5. 看護師	日勤（通常）	8:00～17:00
	日勤（遅番）	9:00～18:00
6. 栄養士、介護支援専門員	月～金	8:30～17:30
7. 機能訓練指導員	月～金	8:30～17:30
8. 介護支援専門員	月～金	8:30～17:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、「介護保険負担割合証」に準じた費用が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食費は別途いただきます）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

②入浴

- ・入浴は、週2回以上、清拭に関しては随時行っています。また入浴方法や回数についても本人、ご家族と相談の上行っています。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ご契約者の心身の状況等に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、介護保険負担割合に応じて異なります。

※「介護保険負担割合証」をご確認ください。〈 1割～3割 〉
 居住費と食費の自己負担額について、4段階で設定されています。
 ※居住費、食費の各段階は保険者にて認定されます。「介護保険負担限度額認定証」
 をご確認ください。

1. ご契約者の要介護度別のサービス利用料金（1日あたりの自己負担額1割）

介護度	令和6年4月
要介護1	704円
要介護2	772円
要介護3	847円
要介護4	918円
要介護5	987円

2. ご契約者の段階別、食費と居住費の自己負担額（1日あたり）

各段階	食費	居住費
基準額費用額	1,445円	2,006円
負担限度額（第3段階②）	1,300円	1,310円
負担限度額（第3段階①）	1,000円	1,310円
負担限度額（第2段階）	600円	820円
負担限度額（第1段階）	300円	820円

※令和3年8月より基準費用額（食費）が見直され現行の1392円/日から1445円/日に改定されました。

※送迎加算（片道）184円、サービス提供体制強化加算Ⅱ：18円/日、
 夜勤職員配置加算Ⅱ 18円/日 機能訓練体制加算：12/日
 看護体制加算Ⅰ：4円/日 看護体制Ⅱ：8円/日

※介護職員処遇改善加算Ⅰ（介護サービス費の8.3%）が上記に別途加算されます。

介護職員特定加算Ⅰ（介護サービス費の2.7

%）が上記に別途加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算（介護サービス費の1.6%）が上記に別途加算されま
 す。

※連続30日超過利用される場合、1日分の実費10割を請求させていただきます。

※自費利用の場合、介護保険1割負担を基準とした実費10割を請求させていただきます。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいつ
 たんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金
 額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されて
 いない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を
 行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の
 負担額を変更します。

(2) 介護給付の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①理髪・美容

〔理髪サービス〕

理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1,300 円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活に必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

オムツ代は介護給付金対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第8～10条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了後に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契

利用予定日の前までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望す

るサービスの提供ができない場合他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

○その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 非常災害対策について（災害対応マニュアル）

台風（暴風）、地震及び津波、大雨（豪雨）、竜巻及び火災等の災害発生時は、当施設における『緊急時連絡体制』（別紙）をもとに速やかに連絡を取り合いながら対応します。また、当法人全体においては『かりゆしぬ村自衛消防隊組織図』（別紙）をもとに協力体制をとり速やかに対応します。

災害予防対策として、消防避難訓練を年2回実施しています。

6. 事故発生時の対応について（緊急時・安全対応マニュアル参照）

異食、誤飲、誤嚥、誤薬、転倒・転落、溺水、体調急変、出血、嘔吐等の事故発生時は『緊急連絡体制』（別紙）をもとに速やかに対応します。

当施設に設置されている「安全対策委員会」において、事故の事例を分析・評価し事故再発防止に努めます。

7. 防犯対策について

施設敷地内に不審者が侵入した場合、当施設における『緊急時連絡体制』（別紙）をもとに速やかに連絡を取り合いながら対応する。また、緊急事態発生時に備え日頃から安全対策を講じるものとする。

8. 苦情の受付について（契約書第21条参照）※

（1）当業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 施設長 與那嶺 頼子

○受付日時（原則） 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

T E L 0980-53-1818

（2）行政機関その他苦情受付機関

①名護市福祉部介護長寿課（名護市港1-1-1）

T E L 0980-53-1212

②沖縄県福祉サービス運営適正化委員会（沖縄県総合福祉センター内）

那覇市首里石嶺4-373-1

T E L 098-882-5704

③子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

那覇市泉崎1-2-2

T E L 098-866-2214

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート 4 階建 (耐火建築)
- (2) 建物の延べ床面積 6.192.58 m²

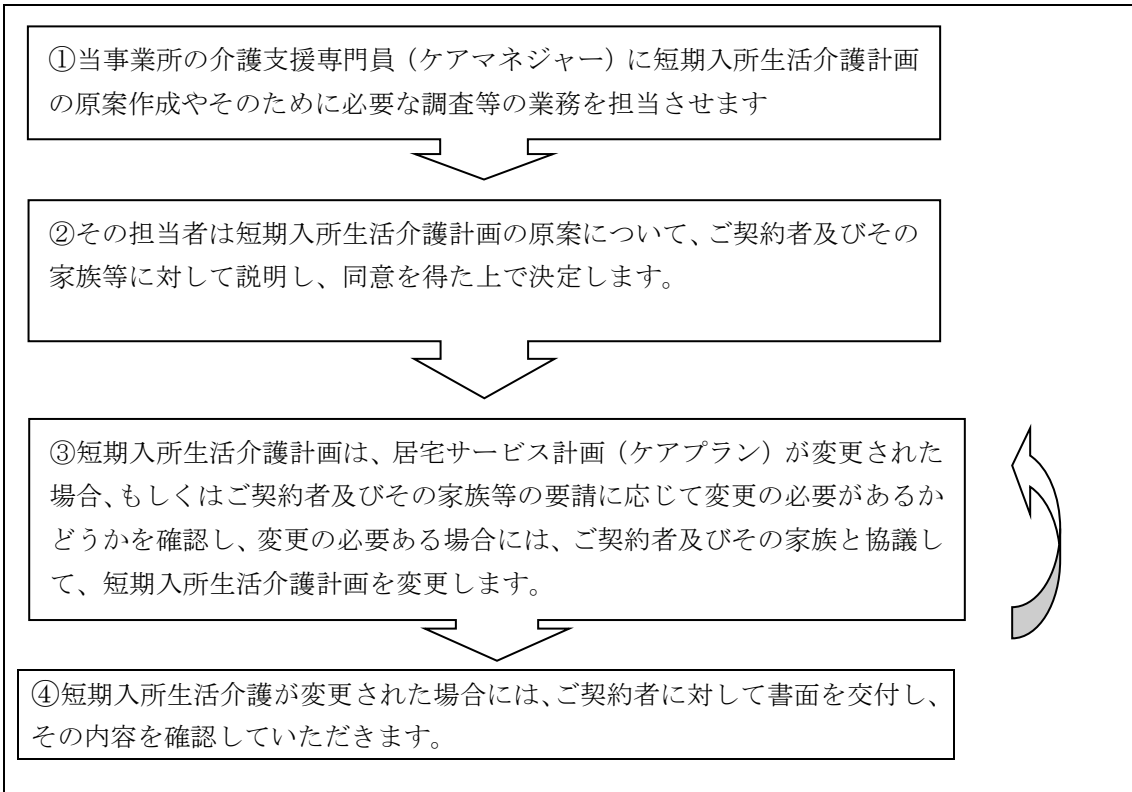
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- | | |
|---------|--|
| 生活相談員 | … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談助言等を行います。 |
| 介護職員 | … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 |
| 看護職員 | … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護も行います。 |
| 医 師 | … ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
2名の医師を配置しています。 |
| 機能訓練指導員 | … ご契約者の身体機能の維持及び悪化予防の為に機能訓練を実施いたします。 |
| 介護支援専門員 | … ご契約者に係る短期入所生活介護計画書 (ケアプラン) を作成します。 |
| 管理栄養士 | … ご契約者に係る短期入所生活介護計画書 (ケアプラン) を作成します。 |

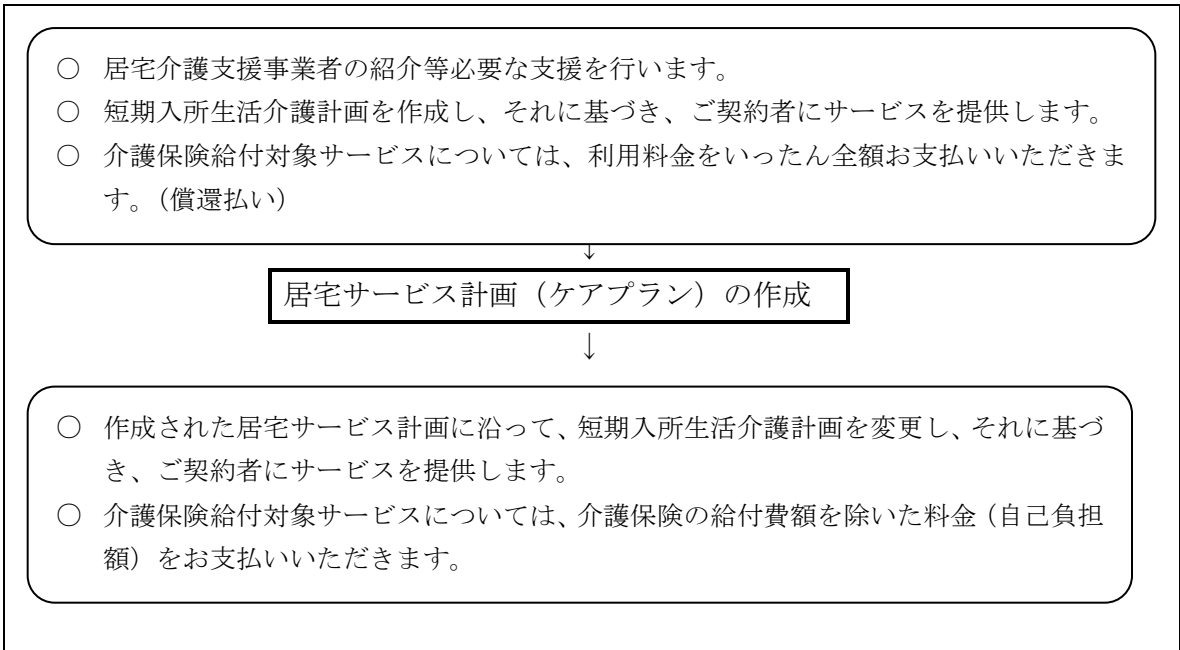
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容や提供方針については、「居宅サービス計画 (ケアプラン) がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めています。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

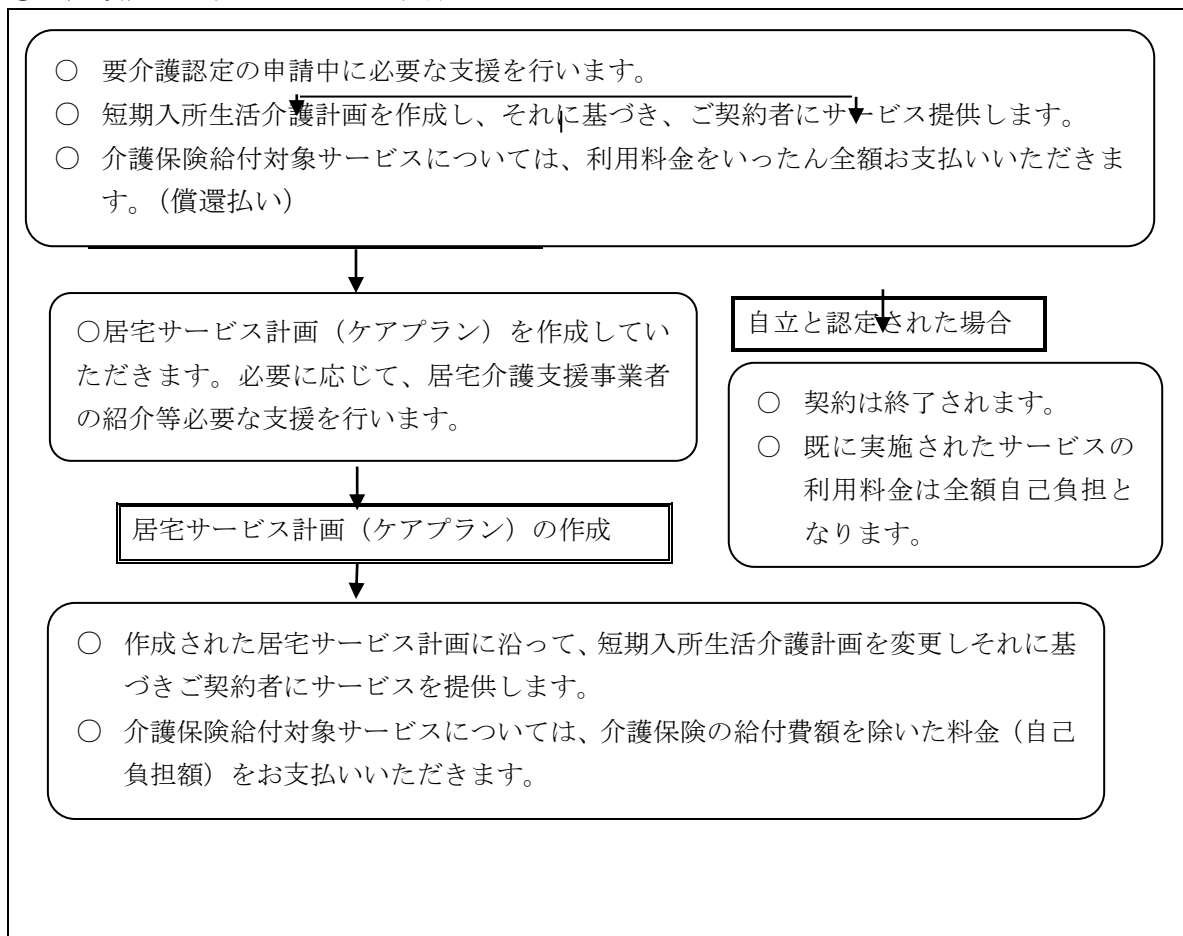


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご

契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限※

利用にあたり、以下の物以外は持込むことは可能です。施設側と相談の上持込みをお願いします。

(ペット、危険物等)。

(2) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第12条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
医療法人タピック 宮里病院	名護市宇宇茂佐1763番地の 2	内科・精神科・神経内科・理学療 養科・BH人間ドック
もとぶ記念病院	本部町字石川972番地	内科・精神科・老年精神科
メンタルクリニック やんばる	名護市宇宇茂佐の森1丁目2-9	心療内科・精神科
沖縄県立北部病院	名護市大中2丁目12番3号	総 合
北部地区医師会病院	名護市宇宇茂佐1712番地の 3	内科・外科・整形外科・循環器 科・内分泌代謝科・透析・人間 ドック
かじまやリゾート クリニック	名護市宇宮里518番地の2	内科・小児科・婦人科・リハビ リ科
こうげん歯科医院	名護市宮里1丁目1番52号	一般歯科・小児歯科・矯正歯科・ 口腔外科
とよはら歯科	名護市宇豊原169番地の1	歯 科

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用を止める場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の期間満了日までですが、契約期間満了の2日前まで契約者から契約終了の申し出がない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画」（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等傷つけた場合もしくは傷つけられるおそれがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約を終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護事業所 かりゆしぬ村
説明者職名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日 ()

【契約者】 住所 _____

氏名 _____ 印

【身元引受人】 住所 _____

氏名 _____ 印

【代筆者】 住所 _____

氏名 _____ 印

平令和6年4月1日

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用者申込み者又はその家族への重要事項説明の為に作成したものです。